## 広島県小学校教育研究会国語部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会 国語部会 と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領などの法令に則り、自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質向上と小学校国語科教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 研究会、研修会などの開催
  - (2) 研究調査の実施
  - (3) 小学校国語科教育に関する情報・資料の交換
  - (4) 研究成果についての刊行物の出版
  - (5) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成し、広島県小学校教育研究会の定める各地区支部を置く。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - 1 本会の役員は次の通りとする。
  - (1) 部 会 長 1人
  - (2) 副部会長 3人
  - (3) 理 事 若干名
  - (4) 監事 2人
  - (5) 顧 問 若干名
  - 2 役員は、校長の職にある者を原則とする。
  - 3 部会長・副部会長・監事は、役員会の推薦により選出する。
  - 4 顧問は、必要に応じ役員会において推薦し、部会長が委嘱して置くことができる。
- 第7条 役員の職務は次の通りとする。
  - (1) 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
  - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたとき その任務を代理し又は代行する。

- (3) 理事は、各地区支部の長があたり、本会の会務を分担処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期は 前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 2 役員は再任されることができる。
  - 3 役員が、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない。

(役員会)

- 第9条 部会長は、本会の運営などについて協議が必要な場合は、役員会を召集する。
  - 2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

(会 計)

- 第10条 本会の運営会費は、会費、助成金、その他の収入をもってあてる。
  - 2 会費の額は、役員会において別に定める。
  - 3 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

- 第11条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。
  - 2 事務局は、事務局長・事務局員・研究推進委員で構成し、部会長が委嘱する。
  - 3 部会長は、本会の事務的な会務を処理するため、又は本会の研究推進を図るために 事務局会を召集する。必要に応じ監事を招聘できる。

(除 名)

第12条 会員が、教育研究会及び国語部会の目的に反する行為を行った場合、役員会の 4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

第13条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を 得なければならない。

(その他)

第14条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この会則は、平成12年6月9日から施行する。